

令和5年度

野田市介護事業者等集団指導

野田市福祉部
高齢者支援課

資料 1 共通事項	2
1 介護事業者等の指導の状況について	3
2 サービスの質の向上について	5
3 新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の連絡について	5
4 令和 5 年度末で経過措置期間が終了する基準等について	6
5 高齢者への虐待に関する通報・相談について	7
6 野田市地域包括支援センターについて	9
7 ハラスメント対策の強化について	9
8 事故報告について	10
9 指定更新手続について	12
10 加算等について	14
11 変更、休止、廃止及び再開の届出について	14
12 「介護サービス情報の公表」制度について	15
13 その他周知事項等	16
資料 2 (介護予防) 地域密着型サービス事業 介護予防・日常生活総合事業	17
1 介護職員処遇改善加算について	18
2 介護職員等特定処遇改善加算について	18
3 介護職員等ベースアップ等支援加算について	19
4 身体拘束について	20
5 事業所評価加算について	21
6 サービス提供体制強化加算について	22
資料 3 居宅介護支援事業	23
1 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について	24
2 介護給付適正化の取組について	25
3 要介護・要支援認定申請について	28
4 管理者要件に係る経過措置期間の延長について	29
5 野田市ケアマネジメントに関する基本方針	29
6 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの検証について	30
7 特定事業所集中減算の届出について	30
8 運営基準減算について	31
9 逡減制の見直し	32
10 特定事業所加算について	33

資料 1

共通事項

1 介護事業者等の指導の状況について

指導は、事業者が行うサービスに関する帳簿書類等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導または是正の措置を講ずることにより、「制度管理の適正化とよりよいケアの実現」を目的として、介護保険法第 23 条、第 24 条及び第 115 条の 45 の 7 並びに「野田市介護事業者等指導実施要領」に基づき実施しています。

指導形態及びその内容は下記のとおりです。

(1) 集団指導

集団指導は、介護事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、概ね年 1 回、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものです。なお、令和 4 年度の改正により、オンラインセミナー形式による実施も可能となっています。

重点項目

- ① 介護保険法の趣旨、目的の周知及び理解の促進
- ② 指定事務等の制度説明
- ③ 介護報酬請求に係る過誤、不正防止

(2) 運営指導

運営指導は、次の形態により、指導の対象となる介護事業者等の事業所において実地にて行っています。

① 運営指導の形態

ア 内容

(ア) 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

(イ) 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く）

(ウ) 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 重点項目

(ア) 介護報酬請求の適正化

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

(イ) 感染症や防災対策の充実強化

- ・感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施
- ・業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施
(介護保険施設の委員会の開催、指針の整備及び研修の実施を除き、令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務)

(ウ) 虐待防止及び身体拘束の防止

- ・虐待防止及び身体拘束廃止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果について、従業者に周知徹底
- ・虐待防止及び身体拘束廃止のための指針整備、研修の定期的実施
- ・虐待防止のために、適切に実施するための担当者の設置
(虐待防止については令和 6 年 3 月 31 日まで、努力義務)

② 対象事業者

ア 地域密着型サービス事業者

イ 居宅介護支援事業者

ウ 第一号事業者（第一号通所事業または第一号訪問事業）

③ 通知

運営指導を実施する日の1か月前には通知によりお知らせしていますので、ご協力をお願いいたします。

④ 実施方法

事前に自己点検シート等を記入し、市に提出をお願いいたします。運営指導当日は、事業所内を確認後、自己点検シートに基づき、帳簿書類等の確認をいたします。契約書やケアプラン等についても確認しますので運営指導の際はご準備ください。

なお、書類を確認する中で、著しい運営基準違反が認められた場合、または介護報酬請求に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められた場合はその場で監査に変更となることがあります。

⑤ 結果

運営指導実施後、結果通知書を発送していますが、当該通知書に指摘事項があった場合は、改善報告書の提出をお願いしています。

これまでの主な指摘事項
(1) 兼務する従業者について、業務が明確に区分されていない。
(2) 非常災害に対する具体的計画が作成されていない。避難訓練の実施記録が保存されていない。
(3) 必要な変更届出が未提出。
(4) 契約書等の不備（利用者及び家族の署名・捺印がない）
(5) 各サービス計画書で個々の利用者ごとの具体的なサービス等の記載並びに利用者又はその家族に説明がされていない。
(6) 領収書の記載について、対象外の費用で医療費控除対象額が記載されている。

- (7) 運営推進会議が行われていない、もしくは実施回数が少ない。
- (8) サービス担当者会議が行われていない。
- (9) 宿泊を伴うサービス提供事業所において、夜間を想定した避難訓練を実施していない。
- (10) 外部評価の未実施
- (11) 必要な研修の未受講
- (12) 身体拘束に関する取組が未実施
- (13) 従業員に対し、1年に1度健康診断を実施していない。
- (14) 市条例等で定めている記録の保存年限が5年間となっていない。
- (15) 人員基準を満たしておらず、かつ減算としていない。
- (16) 非常口前に物が置いてあり、非常口として使用が難しい。
- (17) 手すりにタオル等洗濯物がかけてあり、使用できない。
- (18) ハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置がされていない。
- (19) 平面図が届出内容と相違している。
- (20) 身分を証する書類を携行していない。

2 サービスの質の向上について

介護サービス事業所における人員・設備・運営等の基準及び介護給付費について、適切に実行しているかどうかを、自己点検するための参考様式として、ホームページに自己点検シートを掲載しています。定期的な自己点検を行う等、適正な事業運営を行うためにご活用ください。

(注：内容に関しましては、関係法令及び各種通知等を必ず確認してください。)

【参考】

- 野田市ホームページ：自己点検シートの活用等について ページ番号：1032784
<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1032784.html>

3 新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の連絡について

事業所の利用者及び職員等に新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合には、市高齢者支援課へ添付の「新型コロナウイルス陽性者発生連絡票（別紙1）」にて利用者等の状況・施設等における対応状況等詳細のご連絡をお願いいたします。また、クラスターが発生した場合は、保健所へ連絡をお願いいたします。

【新型コロナウイルス陽性者発生連絡票提出先】

野田市 高齢者支援課 高齢者支援係

メールアドレス：koureisien@mail.city.noda.chiba.jp

4 令和5年度末で経過措置期間が終了する基準等について

以下の基準等につきまして経過措置期間が令和5年度末(令和6年3月31日)までとなります。未実施の事業所におかれましては、速やかな実施のほどお願いいたします。

《経過措置を設けた令和3年度介護報酬改定事項一覧》

名称	対象サービス	経過措置の概要
感染症対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に対して周知する。指針を整備する。研修を実施する。
業務継続に向けた取組の強化	全サービス	感染症や非常災害が発生した場合にあっても、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定、従業者に対して周知する。研修及び訓練を定期的実施する。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス ※無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に対して周知を行う。指針を整備し、研修を定期的実施する。これらを適切に実施するための担当者を置く。
施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。

施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
---------------------------	---------	--

※介護保険法施行規則に基づき運営規程については、変更がある場合は市町村長に届け出ることとされていますが、令和3年度介護報酬改定において介護サービス事業所等に対し義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについては、経過措置期間においては、市町村長に届け出ることまで求めるものではない、とされています。

【参考】

- ・感染症対策の強化
- 厚生労働省ホームページ：介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html
- 「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001048002.pdf>
- ・業務継続に向けた取組の強化
- 厚生労働省ホームページ：介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

5 高齢者への虐待に関する通報・相談について

高齢者虐待は、虐待をしている養護者本人に虐待をしているという認識がない場合が多く、また、虐待を受けている高齢者自身も虐待をされているという自覚がなかったり、自覚があっても養護者をかばったりするほか、知られたくないなどの思いがあるため虐待の事実を訴えにくく、高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

(1) 虐待の種類と内容

高齢者への虐待には、家族や親族などの養護者によるものと養介護施設従事者等によるものがあり、虐待の種類と内容については、次のとおりです。

虐待の種類	内容
身体的虐待	暴力行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為

介護・世話の 放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
心理的虐待	脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
経済的虐待	本人の合意無しに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

(2) 「虐待かも」と思ったら連絡をお願いします。

市や各地区の地域包括支援センターでは、虐待に関する相談窓口を設置しています。虐待が疑われる高齢者を発見したら、迷わず連絡してください。関係機関と連携し、事実を確認したうえで、解決に向けた支援を行います。

なお、連絡した人の秘密は、必ず守られます。

虐待を早期に発見し適切に対応することと、地域全体で高齢者とその家族を支援することが大切です。

名 称	住 所	電話番号
野田市高齢者支援課 高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	鶴奉7番地の1 野田市役所 高齢者支援課内	直通 7199-2866
野田市中央高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	野田1307番地の1 特別養護老人ホーム ふれあいの里内	7136-2301
野田市東高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	鶴奉280番地 特別養護老人ホーム 鶴寿園内	7157-2750
野田市南第1高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	山崎2723番地の3 特別養護老人ホーム 椿寿の里内	7123-7066
野田市北高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	中里43番地の3 特別養護老人ホーム 松葉園内	7128-0113
野田市関宿高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	桐ヶ作666番地 特別養護老人ホーム 関宿ナーシングビレッジ内	7196-5588

※養介護施設従事者などによる虐待に関することは高齢者支援課高齢者支援係

6 野田市地域包括支援センターについて

● 旧野田市南第2地域包括支援センターについて

野田市南第2地域包括支援センターについては、令和5年6月9日付けで廃止となり、地域包括支援センターの業務である、包括的支援事業（介護予防支援事業、総合相談支援事業、虐待の発見・防止などの権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業等）及び指定介護予防支援事業所が行う介護予防支援並びに第1介護予防支援事業の実施については、当面の間、高齢者支援課地域包括支援センターが実施することとなりました。

【野田市の地域包括支援センター（高齢者なんでも相談室）】

センター名（愛称）・連絡先	担当区域
野田市高齢者支援課地域包括支援センター （野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室） 04-7199-2866（直通）	市内全域 福田地区及び南部地区の一部
野田市中央地域包括支援センター （野田市中央高齢者なんでも相談室） 04-7136-2301	中央地区
野田市東地域包括支援センター （野田市東高齢者なんでも相談室） 04-7157-2750	東部地区
野田市南第1地域包括支援センター （野田市南第1高齢者なんでも相談室） 04-7123-7066	南部地区（一部を除く）
野田市北地域包括支援センター （野田市北高齢者なんでも相談室） 04-7128-0113	北部・川間地区
野田市関宿地域包括支援センター （野田市関宿高齢者なんでも相談室） 04-7196-5588	関宿地域

7 ハラスメント対策の強化について

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業

者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、適切なハラスメント対策を行うことが求められています。

事業主が講ずべき措置の具体的な内容において、特に留意されたい内容は以下の通りです。

(1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

(2) 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

その他具体的な内容に関しましては、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）」「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号）」に規定されています。

【参考】

●厚生労働省ホームページ：介護現場におけるハラスメント対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

「(管理職・職員向け) 研修のための手引き」

「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」

8 事故報告について

(1) 野田市事故報告ガイドラインについて

野田市における事故報告について必要な事項をまとめた「野田市事故報告ガイドライン」を策定しホームページに掲載しています。ご確認の上、ガイドラインに沿った事故報告をお願いいたします。

【参考】

●野田市ホームページ：介護事業者等の事故報告について

ページ番号：1022102

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1022102.html>

(2) 事故報告の対象事業者

① 指定介護保険事業者が行う介護保険を適用するサービス

② 本市以外の地方自治体から指定を受けた基準該当サービス事業者が本市の被保険者に対し行う介護保険を適用するサービス

(3) 事故報告の手続

次の各号にいずれかに該当するときは、事業者の過失の有無を問わず、発生後5日以内に判明している項目について、市へ報告してください。

- ① サービスの提供により、利用者に医療機関で受診を要する健康状態の悪化、怪我及びその怪我を要因とした死亡事故が発生したとき。
- ② サービスの提供に伴い、利用者に食中毒、感染症及び結核が発生したとき。
- ③ サービスの提供中利用者に誤薬等（薬種、時間、量の誤り、与薬もれ）等が発生したとき。
- ④ 各事業者の職員（従業者）の法令違反・不祥事（利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失、FAXの誤送信、郵送書類の誤送付）等が発生し、利用者の処遇に影響があるとき。
- ⑤ サービスの提供により利用者の徘徊及び行方不明が発生し、外部への協力を求めたとき。

(4) 事故報告後の処理について

各事業者は、事故処理の区切りがついたところで、最新の情報に更新し、市へ最終報告として報告してください。また、各事業者は、保険者、利用者及びその家族並びに各事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者等に対し、事故報告の控え等を積極的に開示し、求めに応じて交付してください。

(5) 事故報告集計について

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の市内介護サービス事業所より市へ提出された「事故報告書」の報告件数を取りまとめました。

● サービス種別割合

事故報告件数95件に占めるサービス種別割合について、もっとも多かったものが「介護老人福祉施設」（全体の約52%）となっています。

サービス種別	件数(件)	割合 (%)
介護老人福祉施設	50	52.63
認知症対応型共同生活介護	11	11.58
短期入所生活介護	9	9.47
地域密着型通所介護	9	9.47
特定施設入居者生活介護	6	6.32
通所介護	5	5.26
介護老人保健施設	3	3.16
通所リハビリテーション	2	2.11
合 計	95	

● 事故種別割合

事故種別割合については、そのほとんどが「利用中のケガ」（全体の約 89%）となっており、「その他（誤薬）」は9件となっています。

事故種別	件数(件)	割合 (%)
利用者のケガ	85	89.48
その他（誤薬）	9	9.47
利用者の死亡	1	1.05
合計	95	

● 診断別割合

診断別割合については、「骨折」が全体の半分を占めています（約 55%）

診断別	件数(件)	割合 (%)
骨折	53	55.79
打撲・血腫	13	13.68
裂傷、擦過傷	15	15.79
その他	14	14.74
合計	95	

(6) 事故報告事例（誤薬）について

事故報告においては、確認不足による誤薬事故事例が報告されています。

誤薬事故は、マニュアルの整備、周知、ヒューマンエラー防止等の工夫により回避することができると思われることから、慎重な服薬介助に努めてください。

また、事故が発生した場合には、同様の事故の発生を防ぐため、具体的な再発防止策を検討し実施してください。ヒヤリハット報告書等を分析することは、事故防止の取り組みとして重要です。ヒヤリハットが発生した場合には、記録・分析を行ってください。

9 指定更新手続について

(1) 指定更新制度について

平成 18 年 4 月 1 日の介護保険法の改正により、指定の更新制度が設けられました。指定事業者は 6 年ごとに更新を受けなければ介護保険事業者としての効力を失うこととされています。

事業所におかれましては、指定有効期限の確認及び計画的な更新手続の実施をお願いいたします。

(2) 令和 5 年度に指定更新申請が必要な事業所

令和 5 年度に指定有効期限を迎える事業所 ※対象の事業所には随時通知

平成30年5月1日から平成31年4月1日までに指定を受けた事業所
(指定有効期限が令和5年4月30日から令和6年3月31日まで)

(3) 休止中の事業所について

休止中の事業所については、指定の更新を受けることはできませんので、指定の有効期間の満了をもって指定の効力を失うこととなります。

なお、休止中の事業所において、指定の更新を受けるには、休止中の事業所を再開する必要があります。

(4) 廃止した事業所について

廃止している事業所については、指定更新の手続は不要です。

なお、実質的に廃止していて廃止届が未提出の事業所については、速やかに廃止届を提出してください。

(5) 留意点

人員・運営基準等を満たしていない場合は更新できません。

(6) 必要書類・様式等

サービス種別ごと異なります。下記ホームページをご確認ください。

① 居宅介護支援事業 ページ番号：1032527

トップページ > 暮らしの便利帳 > 福祉・介護 > 介護保険 > 居宅介護支援事業者の指定等申請

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1032527.html>

② (介護予防) 地域密着型サービス事業 ページ番号：1032544

トップページ > 暮らしの便利帳 > 福祉・介護 > 介護保険 > 地域密着型サービス事業者及び介護予防地域密着型サービスの指定等申請

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1032544.html>

③ 介護予防・日常生活支援総合事業 ページ番号：1023184

トップページ > 暮らしの便利帳 > 福祉・介護 > 介護保険 > 介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等申請

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1023184.html>

※持参または郵送により受け付けます。郵送に当たっては、簡易書留等発送及び収受の記録が確認できる方法としてください。

なお、対面提出を希望される場合には、電話にて日時の予約をお願いします。

ご予約の際には、(1)事業所番号、(2)法人名、(3)事業所または施設名、(4)サービスの種類を確認させていただきます。

※期日までに手続きが完了するよう、書類不備の補正等に要する期間を考慮したうえでご提出していただくようお願いいたします。

なお、令和5年度は、別紙2のとおり令和6年3月31日に指定有効期限を迎える事業所が非常に多くなっています。(平成28年3月1日から総合事業を開始するにあたり、それまで介護予防訪問介護や介護予防通所介護の指定を受けていた事業所を、総合事業の指定事業所の指定があったものとみなしました。そのみなし指定期間が平成30年3月31日をもって終了し、平成30年度よりすべての事業所が独自指定へ移行しています。)

10 加算等について

(1) 加算等の届出について

次に掲げる事項に該当する場合は届出が必要です。詳細はホームページに掲載しております。ご確認の上必要な場合はご対応お願いいたします。

- ① 事前の届出が必要な加算の適用を受けようとするとき
- ② 加算の要件に該当しなくなったとき
- ③ 届出済の内容に変更があったとき
- ④ 指定申請をしようとするとき
- ⑤ 法改正等に伴い届出事項が追加・変更となったとき

(2) 加算の要件を満たさなくなった場合の取り扱い

事業所等の体制等が加算の要件に該当しなくなった場合(該当しなくなることが明らかになった場合)には、その旨を速やかに届け出る必要があります。

【参考】

- 野田市ホームページ：加算等に関する届出について（介護サービス事業者の方へ） ページ番号：1030707

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1030707.html>

11 変更、休止、廃止及び再開の届出について

事業所において、届出済みの内容（介護保険法施行規則に定める事項）に変更があったとき、廃止、休止、再開するとき等は届出が必要になります。届出が必要な事項、添付資料等詳細はホームページに掲載しております。ご確認お願いいたします。

事 由	提出期限
届出済みの内容（介護保険法施行規則に定める事項）に変更があったとき	変更があった日から 10 日以内 以下の内容の場合は必ず事前にご相談ください。 ・事業所の所在地の変更 ・同一事業所名同一所在地で複数の指定介護サービスを行っている事業所において、サービスにより異なる事業所名を使用する場合 ・同一事業所名同一所在地で複数の指定介護サービスを行っている事業所において、サービスの一部を他の所在地に移転する場合 ・定員の変更等
廃止又は休止しようとするとき	廃止又は休止の日の 1 月前まで
休止した事業を再開するとき	再開する日の 1 月前まで

☆勤務形態一覧表について

勤務形態一覧表は、様式をホームページに掲載していますが、別紙 3 の必要項目を満たしている場合は事業所独自のシフト表等により代替することも可能です。

勤務形態一覧表作成時は、別紙 3 の必要項目を記載するほか、ホームページに掲載している勤務形態一覧表の「記入方法」タブをご確認お願いいたします。

また、下記の点にもご留意ください。

① 事業所が定める常勤職員の勤務すべき時間数が、週 40 時間を超える場合は 40 時間、週 32 時間を下回る場合は 32 時間として計算。

例) 常勤職員は、8 時間/日、週 5 日 という事業所

⇒常勤職員の勤務すべき時間数は、8 時間×5 日＝40 時間/週

※勤務表作成月に祝日がある場合であっても、この常勤職員の勤務すべき時間数は変わらない。

② 指定基準の確認に際しては、4 週分の入力で差し支えない。

12 「介護サービス情報の公表」制度について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/documents/21r5-kouhyousystem.pdf>

別紙 4 参照。

(1) 制度概要

介護サービスを提供する事業者は、その提供する介護サービス情報を都道府県に報告する義務がある。(介護保険法第 115 条の 35)

報告は、介護保険法施行規則第 140 条の 43 に定めるサービス及び介護療養型医療施設が対象。⇒ほぼすべての介護サービス（介護予防含む）が対象

(2) 報告内容

「基本情報」⇒ 事業所名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備の状況や利用料金などの事実情報

「運営情報」⇒ 利用者本位のサービス提供の仕組み、従業者の教育・研修の状況など、介護サービス事業所のサービス内容、運営内容等に関する情報

(3) 報告時期

・新規開設した初年度⇒「基本情報」のみ報告

・新規指定の翌年度以降に前年度の介護報酬支払額の総額が初めて 100 万円を超えた場合⇒「基本情報」に加えて「運営情報」を報告

※その他、千葉県では公表済情報の訂正漏れを防ぐため、毎年度策定する計画により、定期的に公表済情報の更新に係る報告を義務付けている。

・「千葉県介護サービス情報公表センター」から、報告依頼の通知が送付された場合

(4) 千葉県からの周知事項

令和 5 年度までは、介護サービス情報更新計画に基づき地域区分ごとに事業所の情報を定期更新していましたが、令和 6 年度以降は全事業所、毎年度事業所の情報を更新することとなります。

報告が必要な事業者に対しては「千葉県介護サービス情報公表センター」から、報告依頼の通知が送付されます。通知が届きましたら忘れずに報告をお願いします。なお、報告はインターネット（介護サービス情報公表システム）上でお願いします。

また、公表済情報に変更が生じた場合は、随時、訂正処理をお願いします。

13 その他周知事項等

千葉県ホームページ「令和 5 年度介護保険事業者集団指導について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/r5syuudansidou.html>

「介護事業者の労務管理について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/documents/18r5-roudoukyoku.pdf>